

岐阜県公報

号 外 (三) 平成二十年十一月二十八日

目 次

監査委員告示

○定期監査の結果

(監 査 委 員)

ページ
一

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第四項の規定により平成二十年十月十四日から同年十一月二十八日までに執行した定期監査の結果は、次のとおりである。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県監査委員	渡 辺 真 博
岐阜県監査委員	洞 口 信 一
岐阜県監査委員	帆 合 二 雄
岐阜県監査委員	河 谷 正 雄
岐阜県監査委員	水 戸 雄 二
岐阜県監査委員	神 戸 正 雄

第 1 監査実施機関数

知 事 直 轄 総 務 部 総 合 企 画 部 環 境 生 活 部 健 康 福 祉 部	監査実施機関数		監査結果件数		本課 検討事項
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	
	2				
	3	2	2	2	2
	7	2	5	2	6
					1

産業労働観光部	2		1		2	
農 政 部	3		1		1	
林 政 部	1		1		1	
県 土 整 備 部	3	3		3	5	
都 市 建 築 部	2					
さ ぶ 清 流 国 体 推 進 局						
教 育 委 員 会	29	4	4	5	7	
警 察 本 部	6	2		2		
そ の 他	1					
合 計	59	13	12	14	24	1

(注) 監査結果の区分については、次のとおりです。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認めた事項
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
 - ・ 本課検討事項 現地機関を所管する課に対して、検討を求める事項
- 監査実施機関数欄の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含みます。

第 2 監査結果

平成20年10月14日から11月28日までに実施した現地機関に関する監査の結果です。
なお、※印が付してある機関は、監査法人と共同して予備監査を実施した機関です。

1 総務部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中濃県税事務所 ※	平成20年10月15日	飛騨県税事務所	平成20年10月17日

【監査結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 総合企画部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
-------	-------	-------	-------

飛騨振興局 ※	平成20年10月17日	河川環境研究所 ※	平成20年11月28日
森林研究所 ※	平成20年11月28日		

【監査結果】

監査の結果、次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
飛騨振興局 ※	指摘	行政財産の目的外使用に係る使用料及び管理費の収入事務において、平成19年4月1日に行うべき6件1,077,483円の調定が平成19年8月22日に行われていたので、今後は速やかに処理されたい。
	指導	行政財産の目的外使用に係る管理費等の収入事務において、未納者に対する督促状が発行されていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。
	指導	物品の処分事務において、処分する物品の現在価値を評価する見積書が徴収されていないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
森林研究所 ※	指摘	インキエベータ購入に係る契約事務において、予定価格が160万円を超えるため、契約審査会で競争入札と決定すべきところ、十分な審査を行わず見積合わせによる随意契約としていたので、今後は適正に処理されたい。

3 健康福祉部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
衛生専門学校	平成20年11月28日	中央子ども相談センター ※	平成20年10月14日
西濃子ども相談センター	平成20年10月14日	中濃子ども相談センター ※	平成20年10月14日
東濃子ども相談センター	平成20年10月14日	飛騨子ども相談センター ※	平成20年10月14日
女性相談センター	平成20年10月14日		

【監査結果】
監査の結果、次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
衛生専門学校	指導	行政財産の目的外使用に係る使用料の収入事務において、収入科目を使用料とすべきところ、雑入としていたので、今後は適正に処理されたい。
中央子ども相談センター	指摘	物品の管理事務において、平成20年度の現物実査が実施されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導	児童福祉費負担金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。また、現年度収入率は66.2%と低く、その結果前年度からの滞納繰越分と合わせて20,902,840円が収入未済となっていたので、より一層の収納促進及び未収金の発生防止を図られたい。 1 納期限を過ぎて負担金が納入されたことにより発生する延滞金14件29,800円の徴収手続が行われていなかった。 2 児童保護措置費徴収金に係る債権管理事務取扱要領及び子ども家庭課関係各種負担金等に係る滞納整理実施要領に基づき納付誓約書の徴収などの徴収手続が行われていないものがあった。
西濃子ども相談センター	指摘	児童福祉費負担金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。また、現年度収入率は65.1%と低く、その結果前年度からの滞納繰越分と合わせて8,316,661円が収入未済となっていたので、より一層の収納促進及び未収金の発生防止を図られたい。 1 納期限を過ぎて負担金が納入されたことにより発生する延滞金22件106,500円の徴収手続が行われていなかった。 2 児童保護措置費徴収金に係る債権管理事務取扱要領及び子ども家庭課関係各種負担金等に係る滞
	指導	児童福祉費負担金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。また、現年度収入率は62.1%と低く、その結果前年度からの滞納繰越分と合わせて9,031,840円が収入未済となっていたので、より一層の収納促進及び未収金の発生防止を図られたい。 1 納期限を過ぎて負担金が納入されたことにより発生する延滞金19件88,900円の徴収手続が行われていなかった。 2 児童保護措置費徴収金に係る債権管理事務取扱要領及び子ども家庭課関係各種負担金等に係る滞納整理実施要領に基づき納付誓約書の徴収などの徴収手続が行われていないものがあった。

納整理実施要領に基づき徴収手続を行わなかったために、債権（45件1,191,700円）について消滅時効の完成を招いた。また、債権が消滅しているにもかかわらず、不納欠損処理がされていなかった。
3 平成19年6月28日に消滅時効が完成した債権について、債権が消滅した後の平成19年9月4日及び平成20年2月4日に入金された過誤納金2件58,000円の還付手続が行われていなかった。

中濃子ども相談センター ※

指導

児童福祉費負担金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。また、現年度収入率は73.4%と低く、その結果前年度からの滞納繰越分と合わせて11,113,234円が収入未済となっていたので、より一層の収納促進及び未収金の発生防止を図られたい。
1 納期限を過ぎて負担金が納入されたことにより発生する延滞金27件143,300円の徴収手続が行われていなかった。
2 児童保護措置費徴収金に係る債権管理事務取扱要領及び子ども家庭課関係各種負担金等に係る滞納整理実施要領に基づき納付誓約書の徴収などの徴収手続が行われていないものがあった。

東濃子ども相談センター

指導

児童福祉費負担金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。また、現年度収入率は62.1%と低く、その結果前年度からの滞納繰越分と合わせて9,031,840円が収入未済となっていたので、より一層の収納促進及び未収金の発生防止を図られたい。
1 納期限を過ぎて負担金が納入されたことにより発生する延滞金19件88,900円の徴収手続が行われていなかった。
2 児童保護措置費徴収金に係る債権管理事務取扱要領及び子ども家庭課関係各種負担金等に係る滞納整理実施要領に基づき納付誓約書の徴収などの徴収手続が行われていないものがあった。

飛騨子ども相談センター

指導

児童福祉費負担金の収入事務において、次の不適

センター ※	正な事項が認められたので、速やかに措置すること もに、今後は適正に処理されたい。また、現年度収 入率は66.9%と低く、その結果前年度からの滞納繰 越分と合わせて3,590,920円が収入未済となってい たので、より一層の収納促進及び未収金の発生防止を 図らねたい。 1 納期限を過ぎて負担金が納入されたことにより 発生する延滞金7件19,000円の徴収手続が行われ ていなかった。 2 児童保護措置費徴収金に係る債権管理事務取扱 要領及び子ども家庭調関係各種負担金等に係る滞 納整理実施要領に基づき納付誓約書の徴収などの 徴収手続が行われていないものがあつた。	
女性相談センター	指導	女性相談センター一時保護所における移動に係る タクシー借上料の検査事務において、検査調書が作 成されていないものがあつたので、今後は適正に処 理されたい。

現地機関の中央子ども相談センター、西濃子ども相談センター、中濃子ども相談セン
ター、東濃子ども相談センター及び飛騨子ども相談センターの監査の結果、所管課であ
る子ども家庭課に対して、次のとおり検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
子ども家庭課	本課検討	児童福祉費負担金の収入事務において、各子ども 相談センターの現年度収入率が悪化していること及 び延滞金の徴収手続が行われていないので、指導を 強化するとともに、各子ども相談センターと連携し た滞納整理対策を検討されたい。

4 産業労働観光部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
計量検定所	平成20年11月28日	国際たくみアカデミー ※	平成20年11月28日

【監査結果】

監査の結果、次のとおり指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
計量検定所	指導	当該機関が管理する土地の登記について、地目を 宅地に変更すべきところ、雑種地のままであつたの で、速やかに処理されたい。
	指導	旅費の支出事務において、県外の宿泊として旅行 諸費を計算すべきところ、県内の宿泊として計算し たこと等により支払不足となつていたので、速やか に措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

5 農政部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農薬大学校 ※	平成20年11月28日	国際園芸アカデミー ※	平成20年11月28日
中濃家畜保健衛生所	平成20年11月28日		

【監査結果】
監査の結果、次のとおり指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
農薬大学校 ※	指導	物品の処分事務において、不用決定の手続を一切 行わないまま物品の廃棄を行い、廃棄の経緯などが 確認できない状況であつたので、今後は適正に処理 されたい。

6 林政部

実施機関名	実施年月日
森林文化アカデミー	平成20年11月28日

【監査結果】

監査の結果、次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
森林文化アカデミー	指導	県有自動車の処分事務において、物品処分等調書の作成が遅延していたので、今後は速やかに処理されたい。

7 県土整備部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜土木事務所 ※	平成20年10月14日	揖斐土木事務所	平成20年10月15日
古川土木事務所	平成20年10月16日		

【監査結果】
監査の結果、次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜土木事務所 ※	指摘	平成18年度及び19年度に発生した道路管理上の7件の事故について、損害賠償金として488,397円が支払われていたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導	道路占用料及び河川占用料の収入事務において、次の不適正な事項があったので、今後は適正に処理されたい。 1 道路占用料について、未納者に対する督促状を発行していないものがあった。 2 納期限を過ぎて河川占用料が納入されたことにより発生する延滞金について、徴収手続を行っていないものがあった。
揖斐土木事務所	指摘	道路占用料の収入事務において、許可日に行うべき調定（2件34,500円）が最大で約11か月遅延していたので、今後は速やかに処理されたい。

指導
土石等採取料及び河川占用料の収入事務において、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
1 土石等採取料について、未納者に対する督促状を発行していなかった。
2 納期限を過ぎて河川占用料が納入されたことにより発生する延滞金について、徴収手続を行っていないかった。

指導
トンネル非常用設備等保守点検業務委託の契約事務において、次の不適正な事項があったので、今後は適正に処理されたい。
1 人札不調のため指名競争契約を随意契約に改めたものの、随意契約の相手方から見積書を徴していないかった。
2 随意契約を締結するに当たり、「随意契約をすることができるときに該当することの説明書」が作成されていなかった。
3 契約保証金の納付を免除するに当たり、契約保証金納付免除同意書が作成できていなかった。

指導
道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として214,578円が支払われていたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

古川土木事務所
指摘
道路管理上の5件の事故について、損害賠償金として1,100,334円が支払われていたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

指導
土石等採取料及び河川占用料の収入事務において、未納者に対する督促状を発行していないものがあったので、今後は適正に処理されたい。

8 都市建設部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所 ※	平成20年10月14日	岐阜建築事務所 ※	平成20年10月14日

【監査結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。
9 教育委員会

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
伊自良青少年の家	平成20年11月28日	高山脾胃管理事務所	平成20年10月17日
博物館 ※	平成20年10月15日	加納高等学校	平成20年10月14日
関有知高等学校	平成20年11月28日	加茂高等学校	平成20年11月28日
加茂農林高等学校	平成20年11月28日	東濃高等学校	平成20年11月28日
可児高等学校	平成20年11月28日	多治見高等学校	平成20年11月28日
多治見工業高等学校	平成20年11月28日	土岐紅陵高等学校	平成20年11月28日
土岐商業高等学校	平成20年11月28日	恵那高等学校	平成20年11月28日
恵那南高等学校	平成20年11月28日	中津南高等学校	平成20年11月28日
中津川工業高等学校	平成20年11月28日	益田清風高等学校	平成20年11月28日
斐太高等学校	平成20年10月17日	飛騨高山高等学校 ※	平成20年10月17日
高山工業高等学校	平成20年10月17日	吉城高等学校	平成20年11月28日
飛騨神岡高等学校	平成20年10月16日	岐阜豊学校	平成20年11月28日
長良特別支援学校	平成20年11月28日	岐阜希望が丘特別支援学校	平成20年11月28日
郡上特別支援学校	平成20年11月28日	関特別支援学校	平成20年11月28日
中濃特別支援学校	平成20年11月28日		

【監査結果】
監査の結果、次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
-------	-----	-----

伊自良青少年の家	指導	現金収入事務において、現金領収証書にあらかじめ記載すべき連番が記載されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
加茂農林高等学校	指導	高等学校授業料の収入事務において、税外収入徴収簿が作成されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
多治見高等学校	指摘	高等学校授業料の収入事務において、平成19年4月1日に行うべき1件38,400円の減額調定が平成19年5月22日に行われていたため、今後は速やかに処理されたい。
	指導	現金収入事務において、現金領収証書にあらかじめ記載すべき連番が記載されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
恵那高等学校	指摘	旅費の支出事務において、宿泊地の区分を誤ったことにより宿泊料に係る1件2,600円が過払いとなっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
恵那南高等学校	指摘	高等学校授業料の収入事務において、休学に伴う減額調定（1件105,600円）が約11か月遅延していたため、今後は速やかに処理されたい。
	指導	体育館照明改修工事の契約及び支出事務において、次の不適切な事項があったため、今後は適正に処理されたい。 1 岐阜県会計規則に定める契約書の標準様式をそのまま使用したことにより、契約条項が重複するなど、記載内容に不備が見られた。 2 契約締結時に行うべき支出負担行為の整理が遅延していた。
	指導	取得価格が100万円以上の物品の不用決定において、あらかじめ知事の承認を得ていないものがあったため、今後は適正に処理されたい。
高山工業高等学校	指導	高等学校授業料の収入事務において、現金出納簿の残の欄が記入されていなかったため、現金残高との照合等が行えるよう、今後は適正に処理されたい。

吉城高等学校	指摘	高等学校授業料の収入事務において、授業料の減免決定に伴う還付手続（5件134,400円）が最大で約2か月遅延しているものがあったので、今後は速やかに処理されたい。
	指摘	旅費の支出事務において、宿泊地の区分を誤ったことにより宿泊料に係る1件2,600円が過払いとなっているので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
飛騨神岡高等学校	指導	行政財産の目的外使用に係る管理費の収入事務において、収入科目を雑入とすべきところ、使用料としていたので、今後は適正に処理されたい。

10 警察本部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
加茂警察署	平成20年11月28日	多治見警察署	平成20年11月28日
中津川警察署	平成20年11月28日	恵那警察署	平成20年11月28日
高山警察署	平成20年11月28日	飛騨警察署	平成20年11月28日

【監査結果】

監査の結果、次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
多治見警察署	指摘	平成18年度から20年度に発生した公務中の3件の交通事故について、損害賠償金385,860円及び修繕料95,109円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
高山警察署	指摘	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金552,774円及び修繕料69,195円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

11 その他

実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会飛騨地方事務局 ※	平成20年10月17日

【監査結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

平成二十年十一月二十八日印刷
平成二十年十一月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜飯尾
岐阜文芸社